

毎度格別なるお引き立てに賜りまして誠に有難うございます。

早速ではございますが、

令和 2 年 5 月 29 日に報道された「次亜塩素酸水の有効性」や「噴霧での利用」についてのニュースの元となっている、

“「次亜塩素酸水」等の販売実態について（ファクトシート）令和 2 年 5 月 29 日”

（新型コロナウイルスに対する代替消毒方法の有効性評価に関する検討委員会事務局発行）

に対しての株式会社 ASQUA の見解を纏めましたのでご査収の程宜しくお願い申し上げます。

株式会社 ASQUA では、2016 年設立以来、

- ・アスクアデオ（微酸性次亜塩素酸水:50ppm/100ppm/200ppm）
- ・イルウォーター（微酸性次亜塩素酸水: 100ppm）

を製造・販売しております。

I. 「次亜塩素酸水」等の科学的特性から必要な表示内容について

1. 製法・原料

(1)液体の販売にあたって、製法（電気分解、混和等）や原料（以下の①～③）が明記されていないものが多い。

- ① 電気分解によって生成された製品については、用いた電解質。
- ② 化学物質の混和によって生成された製品について、用いた化学物質。
- ③ 上記以外の製法によって生成された製品について、その生成過程及び用いた原料。

(2)「次亜塩素酸水」を生成できるとされた液体、粉末、タブレット等の販売にあたって、含有成分、製造方法、「次亜塩素酸水」が生成する反応式が明記されていないものが多い。

◎ASQUA の見解

・現在、次亜塩素酸水除菌水は含有成分、製造方法、「次亜塩素酸水」が生成する反応式の明記が義務化されていません。その中でも当社公式サイトやショッピングサイトの販売ページでは、製造方法や原料となる化学物質については明記しております。原料についてはパッケージにも記載をしております。

（当社の次亜塩素酸水は上記②にあたります）

義務化など法制度が整備されましたら、今以上に取扱説明書、リーフレット等で率先して含有成分、製造方法、「次亜塩素酸水」が生成する反応式を詳しく開示して行きたく存じます。

2. 液性・濃度・成分

(1) 液性を、pH 値によって明記していないものが多い。

(2) 次亜塩素酸濃度を、mg/L 又は ppm を単位として明記していないものが多い。希釈して用いる製品については、希釈方法について明記していない。

(3)液体の販売にあたって、製造日及び使用可能期間、使用可能期間中における次亜塩素酸濃度の低減について明記していないものが多い。

(4)「次亜塩素酸水」を生成できるとされた製品の販売にあたっては、製品としての使用可能期

間（適切な液性・濃度の次亜塩素酸水が生成可能な期間）及び生成後の液体の使用可能期間について明記されていないものがある。また、次亜塩素酸濃度の低減について明記されていないものもある。

(5) 次亜塩素酸以外の成分について、明記していないものが多い。

◎ASQUA の見解

・「アスクアデオ」及び「イルウォーター」（微酸性次亜塩素酸水）に関しては業務用での販売実績が多く顧客に対しまして、液性、濃度、生成方法、使用可能期間、使用方法等を明記したパンフレットやフライヤーにてご紹介しております。また繰り返しになりますが、公式サイトやネット販売サイトの商品ページには必要事項は明記しております（下記例参照）

例 -----

■商品名：除菌消臭水 アスクアデオ スプレー ボトル

■内容量：500mL

■主成分：微酸性次亜塩素酸水

■原料：次亜塩素酸ナトリウム（厚生労働省認可食品添加物殺菌料）、希塩酸（厚生労働省認可食品添加物）、水

■生成方法：希釈混合式（混和式）

■液性：微酸性（ほぼ中性）pH6.8～7.0

■用途：除菌・消臭

■分類：一般雑貨

■製造時濃度：100ppm

■有効消費期間：製造年月（パッケージ記載）から6カ月

※次亜塩素酸水は性質上、徐々に濃度が低減しますので上記期間を目途に消費してください。

※紫外線・高温を避け、遮光性のある容器で保管・ご使用ください。

※うすめず（希釈せず）に原液のままご使用ください。

■安全性・有効性の試験結果・エビデンスは弊社ウェブサイトにて公開しております。

<http://asqua.co.jp/about.html>

II. 有効性や安全性の根拠について

1. 有効性・安全性の根拠と試験

(1) 消毒・除菌等の有効性の根拠が明確でないものが多い。さらに、有効性試験を行っている場合でも、国際規格(ISO)、国家規格(JIS)、団体規格等で規定されている評価法を用いていないものがあるほか、結果の表示にあたっても、試験実施時期、用いた手法、試験機関、結果等が明示されていない場合がある。

(2) 安全性を謳っているにもかかわらず、その根拠が不明なものが多い。

◎ASQUA の見解

「アスクアデオ」及び「イルウォーター」に関しては開発元にて第三者機関を通じ安全性、除菌性能にて検証しております。

■安全性

イ. 製品安全性データシート 株式会社 ASQUA

■殺菌効果試験

イ. 大腸菌、緑膿菌、黄色ブドウ球菌、枯草菌、枯草菌（芽胞）、サッカロミセス、クロカワカビ
(財)日本食品分析センター(第 10206142-007 号)

ロ. インフルエンザウイルス(不活化) (財)日本食品分析センター(第 109072095-001 号)

ハ. ボトリオチニア・フッケリアナ菌、トリコフィトン・トンズラヌス菌（ノロウイルス代替検体）
(殺菌効果) (財)日本食品分析センター(第 11120726001-01 号)

ニ. ゆで卵生菌検査 ユーロフィン日本環境株式会社(No.40407256-01Z)

■塩素ガス試験（発生量の測定） (株)分析センター(第 12-2822 号)

■皮膚一次刺激性

イ. ウサギを用いた皮膚一次刺激性試験 (財)日本食品分析センター(第 508070583-003 号)

■経口毒性試験

イ. 雌マウスを用いた急性経口毒性試験 (財)日本食品分析センター(第 508070583-001 号)

■眼刺激性試験

イ. ウサギを用いた眼刺激性試験 (財)日本食品分析センター(第 508070583-002 号)

■ハラール認証取得

イ. NAHA Reference Number (認定番号): F150312-1 NPO 法人日本アジアハラール協会

2. 「食品添加物」等を根拠とした説明

- (1) 食品添加物であることを根拠として、人体への安全性を謳っているものがある。
- (2) 食品添加物や医薬品である「次亜塩素酸水」と同等の液性・濃度であることだけを根拠として、安全性を謳っているものがある。
- (3) 原料が食品添加物であることを根拠として、最終製品の安全性を謳っているものがある。

◎ASQUA の見解

「アスクアデオ」「イルウォーター」に関して、原料の詳細を記載する必要性から、原材料が食品添加物であることは謳っておりますが、原材料が食品添加物であることを根拠として最終製品の安全性を謳った事実は一切ございません。

3. その他

- (1) 有人空間での「次亜塩素酸」等の噴霧によるウイルス対策が、公式に認められていると誤認させるような表示を行う例がある。

◎ASQUA の見解

県立埼玉小児医療センターにて噴霧実験を行い、菌が不活化したデータを取得しております。
その他、空間噴霧による臭いの除去も検証し、データを取得しております。

(2) 他社製品の有効性・安全性を誹謗するような広告を行っているものがある。

◎ASQUA の見解

他社製品の有効性・安全性を誹謗する広告は一切行っておりません。

III. 使用上の注意

1. 安全上の注意事項

(1) 酸と混ぜた場合や保管中等に塩素ガスが発生する可能性があること、通気性の良い場所に保管すべきことを記載していないものがある。

◎ASQUA の見解

当社の次亜塩素酸水には、「原液のままご使用ください」と明記しております。

これは、水を含め何か他の物質で希釀すると化学的に解離現象が起き pH 及び濃度も安定しない為希釀は認められません。

当社製品をご購入いただいたお客様が、酸性である塩酸などを混ぜて使用されることは考えにくく、また当社の次亜塩素酸水に、万が一酸及びアルカリ性を混ぜた場合も塩素ガスは発生しない実験データがございます。

記載義務が法制度化するのであれば積極的に製品並びにホームページ等で訴求して行きたく存じます。

(2) 次亜塩素酸ナトリウム等と混同して使用すると危険であることを記載していないものがある。

◎ASQUA の見解

そもそも当社製品をご購入されたお客様は次亜塩素酸水をご購入されており、次亜塩素酸ナトリウム等と混同して使用すると危険である旨の表記は不要との考え方から製品自体には表記しておりませんでしたが、記載義務が法制度化するのであれば積極的に製品並びにホームページ等で訴求して行きたく存じます。

2. 有効性を維持するための注意事項

(1) 有機物によって分解されるため、予め対象物の汚れを落としておくべきことを記載していないものがある。

◎ASQUA の見解

当社の公式サイト、ショッピングサイトの商品ページ等に「他の容器に入れ替えてご使用になる際は、必ず当社製品が入っていたモノまたは、未使用の容器をご利用ください」という旨、記載しております。「対象物の汚れを落としておくべきことを記載」することを義務化、法制度化するのであれば、更に積極的に製品並びにホームページ等で訴求注意喚起して行きたく存じます。

(2) 紫外線によって分解されるため、遮光性の容器に入れるか暗所に保管すべきことを記載していないものがある。

◎ASQUA の見解

上記(1)で容器に関し「当社商品が入っていたモノ」としておりますが、当社の容器は遮光性を考慮し、製造しております。また、他の容器をご使用になる場合も考え、「紫外線（直射日光）、高温を避けて保存・使用すること」を注意事項として、当社の公式サイト、ショッピングサイトの商品ページ等に記載しています。

IV. その他、自主的かつ合理的な選択を妨げ、あるいは法令違反のおそれがあるもの

1. 既存の医薬品及び医薬部外品と同一の名称を用いている。
2. 医薬品又は医薬部外品とまぎらわしい名称を用いている。
3. 薬機法に基づく承認を得ていないにもかかわらず、手指・人体への効果を謳っている。
4. 特定の効果・効能を謳う名称を用いている。
5. その他、関連する法令に抵触する名称を用いている。
6. 特許に係わる旨を表示する場合に、「方法特許」又は「製法特許」の文字及び特許番号並びに特許発明にかかる事項を併記して正確に表示していないものがある。

◎ASQUA の見解

当社が製造する次亜塩素酸水は、第3者機関にて手指除菌に関する安全性及び有効性の検証を行った上で表記しております。

最後に:

株式会社 ASQUA は創立 2016 年以来、次亜塩素酸水界のパイオニア的存在である株式会社オレア監修の元、安全性及び有効性を常に検証しながら、取り組んで参りました。

株式会社オレアについては、14 年間に渡り、次亜塩素酸水の安全性及び有効性を様々な機関を通じ検証を重ねており、東日本大震災の際は、政府の要請に応じ、東北地域の避難所にも大量の次亜塩素酸水を提供して来た実績のある企業です。

株式会社 A S Q U A は、今後も株式会社オレアと共に、次亜塩素酸水の更なる発展に向け取り組んで参ります。

株式会社 ASQUA

〒160-0005

東京都新宿区愛住町 23-14

令和 2 年 6 月 2 日